

～キラリと光るまち ひのちょう～  
**広報ひの** おしらせ版  
2016年12月5日号  
No. 633

■発行・編集 日野町役場 企画政策課  
■電話 (0859)72-0332 ■FAX (0859)72-1484  
■ホームページ <http://www.town.hino.tottori.jp/>  
■電子メール [info@town.hino.tottori.jp](mailto:info@town.hino.tottori.jp)

# しめ縄づくり教室

～手づくりのしめ縄で正月を迎えよう～

【日時】12月18日(日)午前9時～午前11時  
【場所】町公民館 【対象】小学生から大人まで  
【参加費】無料  
【申込み】12月15日(木)までに町公民館へご連絡ください。※わらは主催者で準備しますが、お持ちの方は持参ください。  
【問合せ先】町公民館(電話74-0212)

## 【産業振興課からのお知らせ】

### 町有地を売却します

町では、町有地を売却します。購入を希望する人は、下記により購入申込書を提出してください。

**所在地** 日野町下榎220番2

**地目** 宅地

**地積** 107.48平方メートル

**売却方法** 購入希望価格の最も高い価格を提示した人を売買契約の相手方とします。

**最低価格** 190,000円

**申込手続** 購入申込書に必要事項を記入のうえ、平成29年2月10日(金)午後5時までに、役場産業振興課へ提出してください。(郵送の場合も2月10日午後5時必着)

**購入申込者** 町内在住者

**売却決定** 平成29年2月17日(金)までに決定し通知します。

**その他** ▼売買代金の納入後に町が所有権移転登記を行います。登録免許税等諸費用は買主に負担していただきます▼購入申込書は、役場産業振興課で配布しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

**問合せ先** 役場産業振興課 担当 伊田喜浩(電話72-2101)

## 【健康福祉課からのお知らせ】

### 各種手当制度のご案内

児童扶養手当制度など、各種手当のご案内です。

#### 【特別児童扶養手当】

20歳未満の身体や精神に障がいがある児童を養育する父母または養育者に対し、児童の福祉の増進

を図ることを目的として支給される手当です。身体障害者手帳(1～4級)や療育手帳(A,B)を所有している人、またそれと同程度の障がいがあると認められる人は手当の対象となる場合があります。

#### 【特別障害者手当および障害児福祉手当】

重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を要し、住宅生活を送っている人を対象としています。対象者が20歳以上の場合、「特別障害者手当」として月額26,830円が、対象者が20歳未満の場合、「障害児福祉手当」として月額14,600円が支給されます。

#### 【児童扶養手当】

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活を安定させるとともに自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。平成28年8月より第2子以降に対して支払われる加算額が増額されています。詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

**問合せ先** 町福祉事務所(役場健康福祉課内) 電話72-0334

### 「冬にそなえる健康教室」開催

元気に冬を過ごすため、健康教室を開きます。自分のからだの状態や健康に過ごすためのポイントを学びます。ぜひ、お越しください。  
**日時** 12月16日(金)午後1時30分～午後3時(受付:午後1時～)

**場所** 町山村開発センター

**対象** 60歳以上の人

**内容** ▼身体測定(血圧測定、体組成測定、血管の硬さチェックなど) ▼温度変化によるからだへの影響と予防について ▼塩分測定

**申込み** 12月9日(金)までに次の申込先へ申込みください。

**申込みおよび問合せ先** 町健康福祉センター(電話72-1852)

## 【そのほかのお知らせ】

### 年末の交通安全県民運動 12月12日(月)～21日(水)

12月12日(月)から21日(水)までの10日間、年末の交通安全県民運動が行われます。

年末の気ぜわしさや交通量の増加、積雪・凍結などにより、交通事故が起こりやすくなります。

また、忘年会など飲酒の機会が増える時期です。飲酒運転は絶対にしない・させないよう心がけましょう。

#### 交通安全県民運動スローガン

「つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県」

#### 運動の重点

①夕暮れ時や早朝、夜間の交通事故防止(特に、反射材用品の使用と前照灯の早期点灯)

②飲酒運転の根絶

③高齢者と子どもの交通事故防止

12月15日(木)は、「交通安全にみんなで参加する日」および「交通マナーアップ強化日」です。

一人一人が「思いやり」と「ゆずり合い」の心を持ち、交通事故を防止しましょう。

## ソフトバレーボール大会 参加チーム募集

第21回Do.スポーツ杯ソフトバレーボール大会の参加チームを募集します。

町内に限らず、町外のチームの参加も大歓迎です。寒さを吹き飛ばし、体力・健康づくり、そして親睦を深めませんか。ふるってご参加ください。

**開会式（開幕日）** 平成29年1月11日（水）午後7時から（集合：午後6時30分）

**場所** 日野中学校体育館

**試合日** 午後7時30分から（集合：午後7時）

**種別** 男女混成（コート内には必ず女性1人以上が入ること）

**参加費** 1チーム1,000円

**その他** ▼複数のチームに所属することはできません▼練習は日野中学校体育館を利用ください（練習日：月・水曜日、午後7時30分～）

**申込み** 平成29年1月6日（金）までに、次の申込先へ申し込みください。

**申込みおよび問合せ先** ▼Do.スポーツ事務局（日野町野田タカハシスポーツ内、電話090-7688-8410）▼町教育委員会事務局（電話72-2107）

## 雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日より、65歳以上の人も雇用保険の適用対象となります。

1. 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、ハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出してください。

2. 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、ハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出してください。

3. 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者（※1）である労働者を、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

ハローワークへの届出は不要です。

※1…65歳に達した日の前日から引き続いて雇用されている被保険者

※2…1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上の雇用見込みがあること

**問合せ先** ハローワーク根雨（電話72-0065）

## 無料法律相談会が開かれます

鳥取県司法書士会では、次のとおり相談会を開きます。

**日時** 12月16日（金）午後6時～午後8時（前日までに要予約）

**場所** 米子コンベンションセンター

**内容** ▼相続・遺言▼不動産の贈

与・売買▼不動産・商業登記▼成年後見の申立て▼借金・多重債務問題▼そのほか身の回りの法律問題  
**問合せ先** 鳥取県司法書士会（電話0857-24-7024）

## 接遇のノウハウ、身に付けませんか？

あらゆる業界で観光客のおもてなしができる人材を目指す「おもてなしエキスパート科」の受講生を募集します。

接客に必要な「和の文化」や英語・中国語の語学能力、接客・接遇のノウハウ、業務に必要なパソコンの知識・技能を習得し就職への道を開きます。

**受講料** 無料※ただし、教科書代などは自己負担

**募集期間** 平成29年1月4日（水）～2月10日（金）正午まで

**訓練期間** 3月1日（水）～9月29日（金）の7カ月間、平日・午前9時10分～午後3時50分

**訓練会場** 株式会社スペック（米子市灘町3-148-44）

**定員** 20人

**対象者** 離職中の求職者（性別・年齢を問いません）

**申込み** 最寄りのハローワークの相談窓口で募集を受け付けています。※詳しい資料もハローワークにあります。

**問合せ先** （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 ポリテクセンター鳥取 コンソーシアム事業担当（電話0857-52-8804）

# インフルエンザ流行の兆し！予防接種はお早目に。

全国では例年より早くインフルエンザの流行期に入りました。予防接種はインフルエンザの重症化や流行を防ぐといわれています。効果が出るまで2週間程度かかりますので、接種を検討している人は12月中旬までに接種をしましょう。

また、帰宅時には手洗い・うがいをおこない、人ごみに出る際にはマスクをするなど予防を心がけましょう。町では、1歳以上の人にインフルエンザ接種費用の助成を行っています。詳しくは、広報ひの10月号、または、個別の案内通知をご覧ください。【問合せ先】町健康福祉センター（電話72-1852）

